



太田地区住居表示 各種変更手続き 住民説明会

盛岡市総務部管財課

住民説明会について

■ 開催の目的

新しい住所（住居番号）の設定に伴い、各種変更手続きが必要となることから、その説明を行うものです。

対象町内会	開催年月日	開催時刻	会場
下太田下川原町内会	令和7年7月3日（木）	午前10時～11時30分	盛岡タカヤアリーナ 第1・第2会議室 （2階）
下太田新田町内会 下太田田端町内会 下太田松原町内会 下太田榊町内会	令和7年7月6日（日）	午前10時～11時30分	
	令和7年7月8日（火）	午後7時～8時30分	
下太田沢田町内会	令和7年7月10日（木）	午前10時～11時30分	
中太田新田町内会 中新田町内会 中太田自治会	令和7年7月13日（日）	午前10時～11時30分	
	令和7年7月16日（水）	午後7時～8時30分	

本日の内容

- ① 太田地区住居表示の実施について（これまでの経過等）
- ② 住居番号（新住所）の設定について
- ③ 各種変更手続きについて
- ④ 今後の予定について（実施までのスケジュール）
- ⑤ 質疑応答

①太田地区住居表示の実施について（これまでの経過等）

- 令和5年8月から9月にかけて6回、実施案について住民説明会を行いました。
- 住民説明会に参加した方に対して、アンケートを実施し、住居表示の実施については、79%の方の賛成を得ました。

【住居表示整備審議会】

- 実施案について、令和6年8月2日、市の住居表示整備審議会へ諮り、提案どおりの内容で答申を得ました。

【実施案の公示】

- ・ 10月2日から10月31日までの期間、実施案の公示を行いました。
- ・ 公示期間中、実施案に対する変更請求はありませんでした。

【市議会での議決】

- ・ 令和6年12月市議会定例会へ下記の議案を付議し、可決されました。

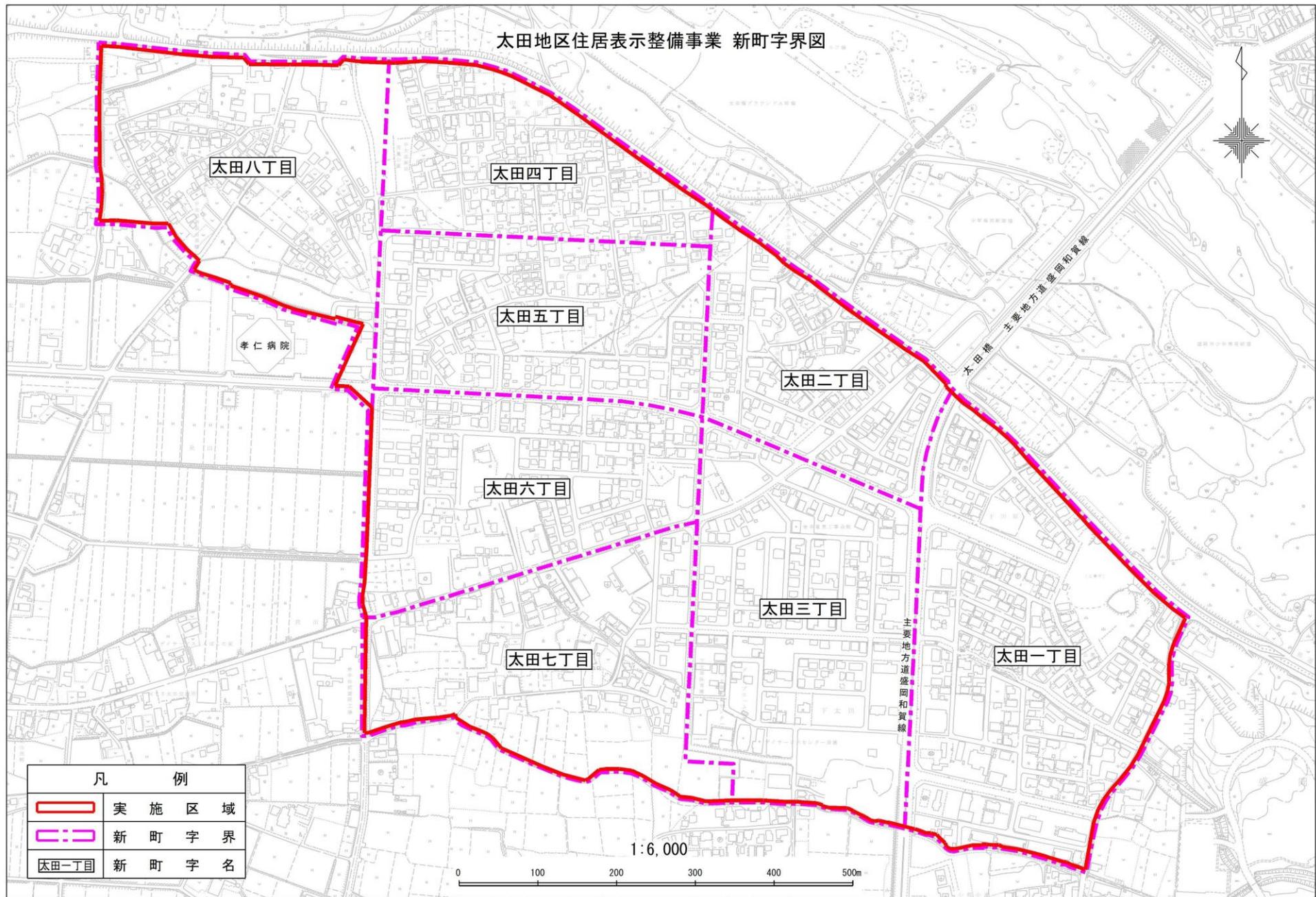
(議案116号) 「住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」

→ **太田地区を住居表示実施区域に加えること。**

(議案117号) 「町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止について」

→ **町割りと町名を実施案どおりとすること。**

【確定した町割り・町名】



②住居番号（新住所）の設定について

住居表示が実施されると、住所の表示が変わります。住所は、「町名」と、新たに「街区符号」、「住居番号」の2つの番号の組み合わせによって、次のような表示になります。

例1 一般的な建物の場合					
	実施前 【番地】	盛岡市	下太田〇〇 [字名]	123番地45 [番地]	
	実施後 【住居表示】	盛岡市	太田口丁目 [町名]	5番 [街区符号]	3号 [住居番号]
例2 3階建以上の中高層の建物で、各戸に部屋番号がある場合など					
	実施前 【番地】	盛岡市	下太田〇〇 [字名]	890番地12 [番地]	××マンション 304号 [方書]
	実施後 【住居表示】	盛岡市	太田口丁目 [町名]	5番 [街区符号]	15- 304号 [住居番号]

③各種変更手続きについて

◎自動的に変更となるもの

【手続き一覧 1ページ左側】

- ・住民票、印鑑登録証明書、電子証明書、戸籍の本籍地等の公簿類の表示
- ・選挙人名簿、国民年金被保険者台帳等の各種名簿、台帳の住所変更
- ・公共料金関係（市上下水道部）の住所変更手続き

◎ 「訪問調査票」を提出することにより自動的に変更となるもの

【手続き一覧 1ページ右側】

「訪問調査票」を提出し、個人情報提供に同意された方に限り自動的に変更されます。

同意が確認できない場合、以下の変更はご自分で手続きする必要があります。

- ・ 区画整理区域内の土地、建物等不動産登記簿の表題部
⇒調査票の提出状況に関わらず、住居表示実施区域内の土地、建物等不動産登記簿の表題部は自動的に変更となります。
- ・ 郵便配達、NHK、東北電力、NTT、盛岡ガス及び
国民年金・厚生年金の住所変更手続き

◎ 訪問調査票の提出期限

令和7年8月8日（金）

◎ 提出方法

①窓口への持参 ②FAXによる送信

③委託業者による回収

- ・ 詳細は「第38次盛岡市住居表示整備事業に係る住民説明会（各種変更手続き）開催の御案内について」の裏面をご覧ください。

期限内の提出にご協力をお願いいたします

【1】 個人番号カード（マイナンバーカード）の 住所変更

【手続き一覧 3ページ上段】

備 考	<p>*個人番号カード（マイナンバーカード）を確定申告や運転免許証、民間のオンラインサービスで電子証明書として利用の方などは、住所変更の手続きが必要です。</p> <p>*原則、ご本人が窓口で手続きをする必要があります。代理人の場合は、手続き当日の処理にはなりません。</p>
-----	--

【2】～【10】市が窓口の住所変更手続きについて
【手続き一覧 3～6ページ】

- ・ 住所変更をしなくても、従来のサービス等を受けることには支障ありません。
- ・ お手続きの期限はありません。 被保険者証や手帳等を身分証明書としてお使いの場合は、住居表示実施日（令和7年9月22日）以降にお手続きください。

【11】 土地、建物の不動産登記簿における所有者 の住所の変更登記

【手続き一覧 6～7ページ】

手続先	<p>●盛岡地方法務局登記部門</p> <p>* 土地、建物の所在地が盛岡地方法務局の管轄外の場合は、管轄している地方法務局となります。</p>
必要書類	<p>* 申請は司法書士に依頼し手続きする方法とご自分で手続きする方法があります。ご自分で手続きする際は、法務局のホームページをご参照ください。</p> <p>* 盛岡地方法務局 登記手続案内</p> <p><u>019-624-1104</u> ※予約制</p>

実施日(令和7年9月22日)から令和10年4月1日までに

期 限
・
備 考

* 令和8年4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内に変更登記をすることが義務付けられます。

* 区画整理区域内にお住まいの方の場合、換地処分の公告日の翌日（太田地区は令和9年秋頃予定）から区画整理登記が行われ、土地・建物の登記簿の表題部（所在・地番・地目・地積・家屋番号）が書き替わります。登記が完了するまでの期間は新たな登記ができないためご注意願います。区画整理登記は約3か月間を想定しています。

* 住居表示変更証明書を提出することにより、登録免許税は免除となります。

ただし、変更登記を司法書士等に依頼する場合、その方に支払う費用はかかります。

【12】 商業、法人登記簿における本店、支店の 所在地及び代表者等役員の住所の変更登記

【手続き一覧 7～8ページ】

必要書類	* 申請は司法書士に依頼し手続きする方法とご自分で手続きする方法があります。ご自分で手続きする際は、法務局のホームページをご参照ください。
期 限	実施日(令和7年9月22日)から2週間以内
備 考	* 住居表示変更証明書を提出することにより、登録免許税は免除となります。 ただし、変更登記を司法書士等に依頼する場合、その方に支払う費用はかかります。 * 代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の印鑑が必要です。

【13】 社会保険(健康保険、厚生年金保険)適用事業
所の所在地変更 (※)法人/事業所に限る

【手続き一覧 8ページ】

手続先	管轄の年金事務所（盛岡市内の場合は盛岡年金事務所）
期 限	実施日(令和7年9月22日)から5日以内

【14】 健康保険組合、共済組合等の各被保険者の
住所変更

【15】 各種年金加入者の住所変更

【16】 その他企業等の各種年金受給者の住所変更

【手続き一覧 8~9ページ】

手続先	各勤務先及び各組合等の関係機関により取り扱いが異なるため、各勤務先や各関係機関へお問い合わせください。
-----	---

【17】 運転免許証の住所、本籍地の変更

【手続き一覧 9~10ページ】

必要書類	<p>○住所変更 <u>住居表示実施日（令和7年9月22日）以降</u></p> <p>○本籍地変更 <u>換地処分（令和9年秋頃）以降</u></p> <p>* 本籍地変更の際は、本籍地変更証明書が必要になります。 （手続き一覧12ページ）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 住所変更ワンストップサービスの利用開始手続きをお済みの方は、免許センター等窓口での手続きは必要ありません。・ マイナポータル連携をお済みの方は、マイナポータルアプリから本籍のオンライン変更ができます。・ 詳しいお手続き方法等については、岩手県警察のHPをご確認ください。

【18】 軽自動車をお持ちの方 【手続き一覧 10ページ】

手続先	軽自動車検査協会岩手事務所
-----	---------------

【19】 126～250ccの二輪車をお持ちの方

【20】 軽自動車を除く自動車、250cc超の二輪車をお持ちの方 【手続き一覧 10～11ページ】

手続先	東北運輸局岩手運輸支局登録部門
-----	-----------------

自動車検査証や軽自動車届出済証の内容によって、必要書類が異なる場合があります。事前にお問合せのうえご確認ください。

【21】 預貯金（定期預金） 口座をお持ちの方

【手続き一覧 11ページ】

預貯金口座の住所変更手続きは、各金融機関によって異なります。

手続きに必要な書類や方法については、各金融機関のウェブサイトや窓口で確認してください。

※住宅ローンなどの融資を受けている方は、各金融機関等により取扱いが異なりますので、各融資先へお問合せください。

【22】 生命保険、損害保険等にご加入の方

【手続き一覧 11ページ】

加入内容及び各保険会社等により、取扱いが異なりますので、加入先へお問合せください。

【23】 各種許可、認可、免許、登録証などを お持ちの方

【手続き一覧 11ページ】

各種許可、認可、免許、登録証などの所有名義人の住所変更については、各発行先等へお問合せください。

※酒類販売、たばこ販売、理容美容、クリーニング、飲食店ほか

証明書について

①住居表示変更証明書

【手続き一覧 12ページ上段】

請求方法	<p>各世帯・事業所に10枚配布しますが、それ以上必要な場合は、資料記載の各窓口までおいでください。</p> <p>また、郵便での請求の場合は、必要な世帯主の氏名、新旧住所、必要枚数を記載し、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封のうえ、ご請求ください。</p>
備考	<p>* 法人、事業所に係る証明書は、管財課のみで発行します。</p> <p>* 代理の方の場合は委任状が必要です。</p>

証明書について

②本籍地変更証明書

【手続き一覧 12ページ下段】

期 限	本換地終了以降に交付 本換地の予定 <u>太田地区：令和9年秋頃以降予定</u>
備 考	* 【手続き一覧 9ページ】記載の運転免許証の本籍地変更の手続きを窓口で行う際に必要になります。 * 本換地後に、本籍地変更のお知らせを戸籍の筆頭者の方に郵送します。

お知らせ

①戸籍

【手続き一覧 13ページ上段】

住居表示実施により、戸籍の附票の住所履歴が変更となります。

戸籍の本籍地は、**換地処分の告示日の翌日**をもって町名・地番とも変更となり、市民登録課から通知文が送付されます。

○変更時期 **太田地区：令和9年秋頃予定**

「表示例」	地番変更（換地処分）前	地番変更（換地処分）後
戸籍の本籍地	下太田〇〇 1番地1 (地番)	太田〇丁目 14番地3 (新町名) (新地番)

お知らせ

②不動産（土地・建物）登記簿

【手続き一覧 13ページ下段】

土地・建物登記簿の表題部は、以下の時期に変更となります。

○変更時期 **太田地区：令和9年秋頃予定**

【表題部】 土地の表示（主たる建物の表示）

実施前	盛岡市 <u>下太田〇〇1番(地)1</u>	※土地区画整理事業施行区域内の土地については、 換地処分後⇒ <u>新町名+新地番</u> に変更となります。 ※ <u>換地処分までの間、登記簿の表題部は従前のまま</u> となります。
実施後	盛岡市 <u>太田〇丁目14番(地)3</u> (新町名) (新地番)	

全部事項証明書 (不動産登記※土地) の見本

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 [金百]	不動産番号	00000000000000
地図番号 [金百]	筆界特定 [金百]			
所在 特別区南都町一丁目		[金百]		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300.00	不詳 〔平成20年10月14日〕	
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	担当保証	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日割計算) 損害金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(※)第2340号

共同担保目録			
記号及び番号 (※)第2340号		調製 令和1年5月7日	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	[金百]
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 101番の建物	1	[金百]

見本

全部事項証明書
(不動産登記※土地) の見本

表題部

太田地区土地区画整理事業実施区域の土地・不動産については令和9年秋頃に変更となる予定です。

権利部

住居表示で住所が変更となる方は、土地・建物の所有者の住所変更登記が必要です。
(手続き一覧6～7ページ)

表 題 部 (土地の表示)		調製	金白	不動産番
地図番号	金白	筆界特定	金白	
所 在	特別区南都町一丁目			金白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及
101番	宅地	300 00		不詳 〔平成20年
所 有 者	特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎			

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別 甲 野 太
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1 所有者 特別 法 務 五

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す			
---------------------------------------	--	--	--

全部事項証明書（不動産登記） **表題部（土地）** の見本

東京都特別区南都町1丁目101				全部事項証明書		(土地)	
表 題 部 (土地の表示)			調製	余白		不動産番号	00000000000000
地図番号	余白		筆界特定	余白			
所 在 特別区南都町一丁目							余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕			
101番	宅地	300.00		不詳 〔平成20年10月14日〕			
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎							

○土地区画整理区域内にある土地・建物の不動産登記（**表題部**）は、**令和9年秋頃**に変更となる予定です。

全部事項証明書（不動産登記） **表題部（建物）** の見本

東京都特別区南都町1丁目101				全部事項証明書		(建物)	
表 題 部 (主である建物の表示)			調製	余白		不動産番号	00000000000000
所在図番号 余白							
所 在 特別区南都町一丁目 101番地							余白
家屋番号 101番 余白							
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕			
居宅	木造かわらぶき2階建	1階	80.00	令和1年5月1日新築 〔令和1年5月7日〕			
		2階	70.00				
表 題 部 (附属建物の表示)							
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	物置	木造かわらぶき平家建	30.00		〔令和1年5月7日〕		
所 有 者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎							

①土地区画整理区域内に所有している土地・建物にお住まいの方
→お住まいの土地・建物について所有者住所の変更手続きが必要です

②土地区画整理区域内にお住まいで、区画整理区域外に土地・建物をお持ちの方

→①のほか、土地区画整理区域以外に所有している土地・建物について所有者住所の変更手続きが必要です

※盛岡地方法務局の管轄外に所在する場合は、管轄の法務局での手続きとなります

③土地区画整理区域内に住んでおらず、住所が変わらない方
→所有者住所の変更手続きは不要です

全部事項証明書 権利部（土地）の見本

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

全部事項証明書 権利部（建物）の見本

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

【変更手続き期限】

住居表示実施日（令和7年9月22日）から令和10年4月1日の間に変更手続きをお願いします。

※令和9年秋頃予定の換地処分後は、表題部変更のため3か月程度、変更手続きができなくなる期間が生じますのでご注意ください。

④今後の予定について（実施までのスケジュール）

- ・ 令和7年7月～8月

住民説明会の開催（住所変更手続きに関する説明会）

- ・ 令和7年8月下旬

各世帯等あて住居表示設定通知書、住居番号プレート等の送付

- ・ 令和7年9月22日

住居表示の実施

◎今後の送付物について

8月下旬から下記の証明書等を送付します。

- ・ **住居表示設定通知書** 各世帯別で1部
→新住所をお知らせするもの
- ・ **住居表示変更証明書** 各世帯10部
→住所変更手続きで使用
- ・ **住所変更ハガキ** 各世帯50部
→知人等に住所変更をお知らせするもの
- ・ **町名板及び住居番号プレート** 各建物1セット
→玄関などの歩行者から見えやすい場所に貼るもの



ご清聴ありがとうございました。